

2020.06.16

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける非常事態宣言：期間延長の見込み

【ポイント】

- 15日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における非常事態宣言に関する新たな措置を発表しました。
- 緩和措置に国境、空港の再開は含まれておらず、今後別途の決定がなされない限り、少なくとも30日間はロックダウンが継続されます。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 15日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における非常事態宣言に関する新たな措置を発表しました。

非常事態宣言の変更点は以下のとおりです。

- ・非常事態宣言の延長（6月15日から30日間、ギニア全土）の是非については、政府が提出した法案を国民議会が決定する。
- ・大コナクリ地域（コナクリ市、コヤ県、ドゥブレカ県）における夜間外出禁止令は、23時から翌朝4時まで緩和する。その他の地域における夜間外出禁止令は撤廃する。
- ・大コナクリ地域では、市場は18時に閉鎖する。
- ・マスクの着用義務、違反者への措置は継続する。
- ・初等、高等、大学の授業を6月29日から再開する。校内における社会的距離の確保、登校時の体温測定、手洗い、マスクの着用等の措置が取られる必要がある。
- ・直近30日間に新型コロナウイルスに感染した患者がいない県の宗教施設を、6月22日から再開する。
- ・その他の非常事態宣言の衛生上の措置は継続して適用される。

なお、緩和措置に国境、空港の再開は含まれておらず、今後別途の決定がなされない限り、少なくとも30日間はロックダウンが継続されます。

2 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>